

令和8年度 軽自動車税のお知らせ

表

1. 軽自動車税とは

軽自動車税は、原動機付自転車（原付バイク）、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税される税金です。

2. 軽自動車税を納める人

毎年4月1日現在に軽自動車を所有している人です。

軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車等を所有している人に1年分の税額が課税されます。月割りの課税や還付することはありません。



3. 変更の手続きはお済みですか？

◎町内で転居した場合

住民票の手続きを行うと、転居先に納税通知書が送付されます。
※車検証の住所地変更手続きが必要です。

◎町外へ転出した場合

転居と同じように転出先の住所に納税通知書が送付されます。
※車検証の住所地と定置場の変更手続きが必要です。
※県外で廃車・名義変更等を行った場合は税止めの手続きが必要です。

車種	窓口（問い合わせ先）	電話番号
原動機付自転車 (50cc~125cc)	坂城町役場 総務課税務係	0268-82-3111（代表）
小型特殊自動車 (農耕用・特殊用)		0268-75-6206（直通）
軽二輪車 (125cc超~250cc)	北陸信越運輸局 長野運輸支局	050-5540-2042
小型二輪車（250cc超）		
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 長野事務所	050-3816-1854

4. 三輪・四輪の軽自動車の税率区分

◎原動機付自転車・軽二輪車・二輪小型車・小型特殊

車種区分		年税額
原動機付自転車	電動キックボード等(0.6kW以下)	2,000円
	50cc又は0.6kW以下	2,000円
	新基準原付 125cc以下かつ最高出力4.0kW以下（50cc以下相当）	2,000円
	90cc又は0.8kW以下	2,000円
	125cc又は1.0kW以下	2,400円
小型特殊自動車	ミニカー（50cc以下）	3,700円
	農耕作業用	2,400円
	特殊作業用（フォークリフト等）	5,900円
二輪の軽自動車（125cc超~250cc）		3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円

◎軽三輪車・軽四輪車

自動車検査証の『初度検査年月』により、税率が変わります。

車種区分	年税額		
	初度検査年月が 平成25年3月31日 以前の車両※1 〔重課税率〕	初度検査年月が 平成25年4月1日から 平成27年3月31日ま での車両 〔旧税率〕	初度検査年月が 平成27年4月1日以降 の車両 (グリーン化特例を除く) ※2 〔新税率〕
軽三輪	4,600円	3,100円	3,900円
軽自動車 自家用	四輪乗用	12,900円	7,200円
	四輪貨物	6,000円	4,000円
軽自動車 営業用	四輪乗用	8,200円	5,500円
	四輪貨物	4,500円	3,000円

※1 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除きます。

※2 グリーン化特例（税率の軽減）…裏面をご覧ください。

5. 軽自動車税(三輪・四輪)のグリーン化特例(軽課)について

令和7年度中に新規購入した三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、今年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(軽課)が適用されます。

対象車	内容
・電気自動車 ・天然ガス自動車 (平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制窒素酸化物10%以上低減達成車に限る)	税率を概ね75%軽減
・ガソリン車 ・ハイブリッド車 (平成30年排出ガス規制50%低減達成又は平成17年排出ガス規制75%低減達成車に限る)	令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成の乗用(営業用)車 税率を概ね50%軽減

《グリーン化特例(軽課)に係る軽自動車税の税額》

区分		グリーン化特例(軽課)	
		75%軽減	50%軽減
三輪	自家用	1,000円	対象外
	営業用	1,000円	2,000円
四輪	自家用	乗用	2,700円
		貨物	1,300円
	営業用	乗用	1,800円
		貨物	1,000円

8. 車検時の納付確認について

軽自動車税の納付確認の電子化に伴い、継続検査窓口での納税証明書の提示が省略できるようになりました。(三輪・四輪車は令和5年1月より、小型二輪車は令和7年4月より対象)ただし、納付確認ができるまで概ね2週間(地方税統一二次元コード(eL-QR)による電子決済の場合は3週間から1か月程度)かかります。納付後すぐに車検を受ける場合は、コンビニエンスストアあるいは金融機関等窓口で納付し納税証明書を提示してください。

6. 軽自動車税の経年重課について…「ご確認ください」

平成28年度より、『初度検査年月』から13年を経過した三輪以上の軽自動車に対して、新税率に20%上乘せとなる『経年車重課』が導入されています。※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除きます。

初度検査年月とは？



自動車検査証に記載されている最初に車両番号の指定を受けた年月(新車登録をした年月)のことです。
 ※初度検査年月が平成24年4月～平成25年3月の車両は令和8年度から重課となります。

初度検査年月	課税年度			
	R8	R9	R10	R11
平成25年3月以前	旧税率	旧税率	旧税率	旧税率
平成25年4月～平成26年3月	旧税率	重課税率	重課税率	重課税率
平成26年4月～平成27年3月	旧税率	旧税率	旧税率	旧税率
平成27年4月～平成28年3月	新税率	新税率	新税率	新税率

7. 身体障がい者等の減免について

障害者手帳をお持ちの方で一定の条件にあてはまる場合、軽自動車税の減免を受けられる制度があります。障がいのある方の通院・通学・通勤などの送迎や外出のために使用する軽自動車で、障がいのある方一人につき自家用車(普通自動車含む)一台のみ、申請に基づき減免を受けられます。
 申請手続きについては役場総務課税務係までお問い合わせください。



坂城町役場 総務課 税務係
 電話【代表】0268-82-3111 内線(143)
 【直通】0268-75-6206